

令和3年度実施 大学機関別認証評価 評価報告書

新潟大学

令和4年3月

令和6年3月追記

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構

目次

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が実施した大学機関別認証評価について	i
I 認証評価結果	1
II 基準ごとの評価	3
領域1 教育研究上の基本組織に関する基準（1－1～1－3）	3
領域2 内部質保証に関する基準（2－1～2－5）	6
領域3 財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準（3－1～3－6）	10
領域4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準（4－1～4－2）	12
領域5 学生の受入に関する基準（5－1～5－3）	14
領域6 教育課程と学習成果に関する基準（6－1～6－8）	16
付録1 認証評価共通基礎データ及び別紙一覧	
付録2 根拠資料一覧	
付録3 新型コロナウイルス感染拡大の状況における大学の対応について	
自己評価書	

1. 令和3年度に機構が実施した大学機関別認証評価について

1 評価の目的

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（以下「機構」という。）が、大学からの求めに応じて実施する、大学の教育研究活動等の総合的な状況に関する評価（以下「大学機関別認証評価」という。）の目的は以下のとおりです。

- ・ 大学の教育研究活動等の質を保証すること。
- ・ 大学それぞれの目的を踏まえて教育研究活動等の質の向上及び改善を促進し、個性を伸長すること。
- ・ 大学の教育研究活動等の状況について、社会の理解と支持が得られるよう支援すること。

2 評価の実施体制

評価を実施するにあたっては、国・公・私立大学の関係者及び社会、経済、文化等各方面の有識者からなる大学機関別認証評価委員会（以下「評価委員会」という。）の下に、個別の大学の評価を実施するために、評価対象大学の状況に応じた評価部会等を編成し、評価を実施しました。

評価部会等には、対象大学の組織形態、教育研究内容等の状況に応じた各分野の専門家及び有識者を評価担当者として配置しました。

3 評価プロセスの概要

※ 評価は、おおむね以下のようなプロセスにより実施しました。

※ 令和3年度においては新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、教育現場の視察及び学習環境の状況調査を含めオンラインで実地調査を実施することとし、評価委員会において、通常実施している実地調査と同等の調査であることを確認しました。

（1）大学における自己評価

各大学は、「自己評価実施要項」に従って、自己評価を実施し、自己評価書を作成しました。

（2）機構における評価

- ① 大学評価基準に定められた基準ごとに、自己評価書の内容の分析及び必要な事項の確認（書面調査）並びに訪問による実地調査（訪問調査）を踏まえ、その基準を満たしているか否かの判断を行うとともに、その理由を明示しました。
- ② 教育課程と学習成果に関する基準については、各教育課程の状況を踏まえて各学部・研究科等としての教育研究活動等の状況について分析し、それぞれの基準を満たしているか否かを判断しました。
- ③ 「改善を要する点」が認められた基準については満たしていないものと判断しました。
- ④ すべての基準を満たしている場合、大学評価基準に適合していると判断しました。満たしていない基準があった場合、すべての基準に係る状況を総合的に勘案して、大学として相応しい教育研究活動等の質を確保している状況が確認できた場合には大学評価基準に適合していると判断しました。

- ⑤ 評価結果においては、大学評価基準に適合しているか否かの判断に併せて、「優れた点」を明示し、「改善を要する点」を指摘しました。重点評価項目として位置づける内部質保証が優れて機能していると判断した場合には特に高く評価しました。

4 評価方法

評価は、書面調査及び訪問調査により実施しました。書面調査は、「評価実施手引書」に基づき、各大学が作成した自己評価書（大学の自己評価で根拠として提出された資料・データ等を含む。）の分析、及び機構が独自に調査・収集した資料・データ等に基づいて実施しました。訪問調査は、「訪問調査実施要項」に基づき、書面調査では確認できなかった事項等を中心に調査を実施しました。

5 評価のスケジュール

- (1) 機構は、令和2年6月に、国・公・私立大学の関係者に対し、大学機関別認証評価の仕組み、方法等について説明会を実施するとともに、自己評価担当者等に対し、自己評価書の記載等について説明を行うなどの研修を実施しました。

令和3年度実施分については、音声付きスライドを使って説明会を実施するとともに同様の方法で自己評価担当者等に対し、自己評価書の記載等について説明を行い、かつ9月までに申請した大学の求めに応じて、個別の大学に対し大学の状況に即した自己評価書の作成について研修を実施しました。

- (2) 機構は、令和2年7月から9月にかけて申請を受け付け、最終的に以下の43大学の評価を実施しました。

○ 国立大学（43大学）

北海道大学、小樽商科大学、旭川医科大学、東北大学、福島大学、茨城大学、千葉大学、東京医科歯科大学、東京工業大学、東京海洋大学、電気通信大学、一橋大学、横浜国立大学、新潟大学、上越教育大学、山梨大学、静岡大学、浜松医科大学、名古屋大学、愛知教育大学、名古屋工業大学、三重大学、滋賀大学、京都工芸繊維大学、大阪大学、兵庫教育大学、神戸大学、奈良教育大学、鳥取大学、岡山大学、愛媛大学、高知大学、福岡教育大学、九州大学、九州工業大学、佐賀大学、長崎大学、熊本大学、大分大学、宮崎大学、鹿児島大学、鹿屋体育大学、奈良先端科学技術大学院大学

- (3) 機構は、令和3年6月に、評価担当者が共通理解の下で公正、適切かつ円滑にその職務が遂行できるよう、大学評価の目的、内容及び方法等について評価担当者に対する研修を実施しました。

- (4) 機構は、令和3年6月末までに、対象大学から自己評価書の提出を受けました。

※ 自己評価書提出後の対象大学の評価は、次のとおり実施しました。

令和3年	
7月	書面調査の実施
8月	評価部会の開催（書面調査による分析結果の整理、訪問調査での確認事項及び訪問調査での役割分担の決定）
10月～12月	訪問調査の実施（書面調査では確認できなかった事項等を中心に対象大学の状況を調査）
12月～1月	評価部会の開催（評価結果（原案）の作成）

（5） 機構は、これらの調査結果を踏まえ、令和4年1月に評価委員会で評価結果（案）を決定しました。

（6） 機構は、対象大学に対して評価結果（案）に対する意見の申立ての機会を設け、令和4年3月の評価委員会での審議を経て最終的な評価結果を確定しました。

6 評価結果

令和3年度に認証評価を実施した43大学のすべてが、機構の定める大学評価基準に適合しているとの評価結果となりました。

7 評価結果の公表

評価結果は、対象大学及びその設置者に提供するとともに、文部科学大臣に報告します。また、対象大学ごとに「令和3年度実施大学機関別認証評価 評価報告書」として、ウェブサイト（<https://www.niad.ac.jp/>）への掲載等により、広く社会に公表します。

8 大学機関別認証評価委員会委員及び専門委員（令和4年3月現在）

（1）大学機関別認証評価委員会

アリソン・ビール	オックスフォード大学日本事務所代表
及川良一	大学入試センター参与
片峰茂	長崎市立病院機構理事長
片山英治	野村證券株式会社主任研究員
川嶋太津夫	大阪大学高等教育・入試研究開発センター長
近藤倫明	北九州市立大学特任教授
里見進	日本学術振興会理事長
清水一彦	山梨大学理事・副学長
鈴木志津枝	兵庫医療大学副学長・看護学部教授
高島忠義	愛知県立大学名誉教授
高田邦昭	群馬県公立大学法人理事長
土屋俊	大学改革支援・学位授与機構研究開発部長
西尾章治郎	大阪大学総長
◎濱田純一	国土緑化推進機構理事長

○ 日比谷 潤 子	学校法人聖心女子学院常務理事
前 田 早 苗	千葉大学教授
松 本 美 奈	Qラボ代表理事、ジャーナリスト、上智大学特任教授
山 内 進	松山大学教授
山 口 宏 樹	国立大学協会専務理事
山 本 健 慈	国立大学協会参与
吉 田 文	早稲田大学教授

※ ◎は委員長、○は副委員長

(2) 大学機関別認証評価委員会運営小委員会

片 峰 茂	長崎市立病院機構理事長
川 嶋 太津夫	大阪大学高等教育・入試研究開発センター長
清 水 一 彦	山梨大学理事・副学長
高 田 邦 昭	群馬県公立大学法人理事長
◎ 土 屋 俊	大学改革支援・学位授与機構研究開発部長
○ 光 田 好 孝	大学改革支援・学位授与機構教授
山 内 進	松山大学教授
山 口 宏 樹	国立大学協会専務理事

※ ◎は主査、○は副主査

(3) 大学機関別認証評価委員会評価部会

(第1部会)

阿波賀 邦 夫	名古屋大学教授
井 関 尚 一	公立小松大学教授
石 井 徹 哉	大学改革支援・学位授与機構教授
井 上 美沙子	大妻女子大学理事・名誉教授
岩 坂 直 人	東京海洋大学教授
大久保 功 子	東京医科歯科大学教授
小 内 透	札幌国際大学特任教授
片 山 英 治	野村證券株式会社主任研究員
岸 本 喜久雄	東京工業大学名誉教授
下 條 文 武	新潟薬科大学長
○ 近 藤 倫 明	北九州市立大学特任教授
齋 藤 一 弥	筑波大学教授
佐 藤 信 行	中央大学教授
佐 藤 裕 之	弘前大学教授
下 田 憲 雄	大分大学学長特命補佐
生源寺 眞一	福島大学教授
白 石 小百合	横浜市立大学教授
高 倉 喜 信	京都大学副学長

竹 内 啓 博	公認会計士、税理士
谷 口 功	国立高等専門学校機構理事長
土 屋 俊	大学改革支援・学位授与機構研究開発部長
寺 澤 良 雄	公認会計士
徳 久 剛 史	千葉大学名誉教授
戸田山 和 久	名古屋大学教授
西 尾 章治郎	大阪大学総長
西 原 達 次	九州歯科大学理事長・学長
西 村 伸 一	岡山大学教授
野 口 哲 子	奈良先端科学技術大学院大学理事
長谷部 勇 一	横浜国立大学名誉教授
花 泉 修	群馬大学教授
光 田 好 孝	大学改革支援・学位授与機構教授
三 矢 麻理子	公認会計士
◎ 山 内 進	松山大学教授
山 岡 洋	桜美林大学教授
山 極 壽 一	人間文化研究機構総合地球環境学研究所所長
山 口 佳 三	京都大学監事

(第2部会)

石 井 徹 哉	大学改革支援・学位授与機構教授
市 川 元 基	信州大学副学長
伊 東 幸 宏	浜松地域イノベーション推進機構フロンティアセンター長
岩 渕 明	岩手県工業技術センター顧問
大 城 肇	琉球大学特別顧問
片 山 英 治	野村證券株式会社主任研究員
木 部 暢 子	人間文化研究機構国立国語研究所特任教授
小 山 清 人	山形大学名誉教授
清 水 美 憲	筑波大学教授
鈴 木 志津枝	兵庫医療大学副学長・看護学部教授
○ 高 島 忠 義	愛知県立大学名誉教授
◎ 高 田 邦 昭	群馬県公立大学法人理事長
竹 内 啓 博	公認会計士、税理士
田 島 節 子	大阪大学名誉教授
土 川 覚	名古屋大学教授
土 屋 俊	大学改革支援・学位授与機構研究開発部長
寺 澤 良 雄	公認会計士
野 田 泰 子	自治医科大学教授
前 田 芳 實	鹿児島大学名誉教授
三 矢 麻理子	公認会計士

湯 川 嘉津美	上智大学教授
横 田 光 広	宮崎大学教授
横 山 清 子	名古屋市立大学副学長
米 村 千 代	千葉大学教授

(第3部会)

浅 田 尚 紀	奈良県立大学長
安 倍 博	福井大学教授
石 川 照 子	大妻女子大学教授
上江洲 一 也	北九州市立大学教授
◎ 片 峰 茂	長崎市立病院機構理事長
片 山 英 治	野村證券株式会社主任研究員
佐々木 徹 郎	愛知教育大学特別教授
佐 藤 敬	青森中央学院大学長
塩 田 浩 平	京都大学名誉教授、滋賀医科大学名誉教授
田 邊 政 裕	千葉大学名誉教授
玉 木 長 良	京都府立医科大学特任教授
土 屋 俊	大学改革支援・学位授与機構研究開発部長
戸田山 和 久	名古屋大学教授
平 塚 浩 士	群馬大学顧問
藤 田 佐 和	高知県立大学教授
藤 本 眞 一	大和橿原病院名誉院長
前 田 健 康	新潟大学教授
三 矢 麻理子	公認会計士
○ 山 本 健 慈	国立大学協会参与
吉 澤 結 子	秋田県立大学理事・副学長

(第4部会)

東 信 彦	大学入試センター監事
石 田 朋 靖	高崎健康福祉大学副学長
鵜 飼 裕 之	愛知東邦大学長
尾 家 祐 二	九州工業大学長
大 野 弘 幸	日本学術振興会学術システム研究センター所長
片 山 英 治	野村證券株式会社主任研究員
佐 藤 之 彦	千葉大学教授
竹 内 俊 郎	東京海洋大学名誉教授
竹 内 啓 博	公認会計士、税理士
棚 橋 健 治	広島大学副学長
土 屋 俊	大学改革支援・学位授与機構研究開発部長
○ 中 島 恭 一	富山国際大学顧問

原 田 信 志	熊本大学名誉教授
深 見 公 雄	放送大学高知学習センター所長
松 原 仁	東京大学教授
光 田 好 孝	大学改革支援・学位授与機構教授
◎ 山 口 宏 樹	国立大学協会専務理事
横 矢 直 和	奈良先端科学技術大学院大学名誉教授

(第5部会)

明 石 要 一	千葉敬愛短期大学長
位 田 隆 一	滋賀大学長
○ 稲 垣 卓	福山市立大学名誉教授
岩 崎 久美子	放送大学教授
大 谷 順	熊本大学理事・副学長
片 山 英 治	野村證券株式会社主任研究員
加 藤 映 子	大阪女学院大学長
上 井 喜 彦	福島大学監事
後 藤 ひとみ	愛知教育大学特別教授
◎ 清 水 一 彦	山梨大学理事・副学長
下 田 憲 雄	大分大学学長特命補佐
蛇 穴 治 夫	北海道教育大学長
高 梨 泰 彦	京都産業大学教授
土 屋 俊	大学改革支援・学位授与機構研究開発部長
寺 澤 良 雄	公認会計士
長 尾 彰 夫	大阪教育大学名誉教授
山 下 一 夫	鳴門教育大学長

※ ◎は部会長、○は部会長代理

(4) 大学機関別認証評価委員会内部質保証専門部会

◎ 川 嶋 太津夫	大阪大学高等教育・入試研究開発センター長
浅 野 茂	山形大学教授
小 湊 卓 夫	九州大学准教授
渋 井 進	大学改革支援・学位授与機構教授
瀧 田 敏 行	茨城大学教授
末 次 剛健志	有明工業高等専門学校総務課長
高 橋 哲 也	大阪府立大学副学長（統括）
土 屋 俊	大学改革支援・学位授与機構研究開発部長
新 田 早 苗	琉球大学後援財団常務理事
林 隆 之	政策研究大学院大学教授
前 田 早 苗	千葉大学教授

森 利 枝 大学改革支援・学位授与機構教授
※ ◎は部会長

2. 評価結果について

「Ⅰ 認証評価結果」

「Ⅰ 認証評価結果」では、評価対象大学がひとつの機関として機構の定める大学評価基準に適合しているか否かを判断し、その旨及び判断の理由を記述しています。加えて、重点評価項目として位置付ける基準2－3において、内部質保証が優れて機能していると判断した場合には、その旨及び判断の理由として、「内部質保証が優れて機能している点」を記述しています。

大学評価基準の判断については、基準1－1から基準6－8の27基準すべてを満たしている場合には、大学評価基準に適合しているとし、27基準のうち、満たしていないものがあった場合には、すべての基準に係る状況を総合的に勘案して、大学として相応しい教育研究活動等の質を確保している状況を確認の上、満たしているか否かの判断をし、その旨及び「改善を要する点」を記述しています。

ただし、重点評価項目として位置付ける基準2－1又は基準2－2を満たしていない場合には、大学評価基準に適合していないと判断し、その旨及び「改善を要する点」を記述しています。

また、上記結果と併せて、対象大学の目的に照らして、「優れた点」についても、記述しています。

「Ⅱ 基準ごとの評価」

「Ⅱ 基準ごとの評価」では、基準1－1から基準6－8において、当該基準を満たしているか否かの「評価結果」、「評価結果の根拠・理由」を記述しています。なお、当該基準を満たしていない場合には、「改善を要する点」を記述しています。

「Ⅲ 意見の申立て及びその対応」

「Ⅲ 意見の申立て及びその対応」では、評価結果の確定前に対象大学に通知した評価結果（案）に対しての意見の申立ての内容を転載するとともに、その対応を記述しています。なお、意見の申立てがない場合には、記載はありません。

※ 対象大学ごとの評価結果における用字用語の選択は、社会からの理解と支持が得られるよう支援する観点から、機構による評価結果における一貫性を重視して行っているため、大学固有の表現と一致しない場合があります。

I 認証評価結果

新潟大学の教育研究等の総合的な状況は、大学改革支援・学位授与機構が定める大学評価基準に適合している。

【判断の理由】

大学評価基準を構成する 27 の基準のうち、基準 5－3 を除くすべての基準を満たしている。基準 5－3 については、以下の点において改善する必要があるが、重点評価項目基準 2－1 及び基準 2－2 を満たしており、かつ訪問調査によって収集した資料を含め総合的に勘案すれば、大学として相応しい教育研究活動等の質を確保している状況にある。

- 一部の研究科において、実入学者数が入学定員を大幅に下回っている。（基準 5－3）

また、優れた点として、次のことが挙げられる。

- 工学部は、建築学プログラムの都市計画・デザイン演習において、地域まちづくりの課題に対して実践的な方法を採用して取り組むという演習スタイルを取り入れ、歴史的町並みのライトアップや歴史的建造物の活用などの計画づくりから準備、実践までを通して学ぶことができる教育を提供している。この工夫が社会実装教育の先進モデルとして評価されて、令和元年に日本工学教育協会の工学教育賞（業績部門）を受賞している。（基準 6－4）
- 創生学部は、初年次の転換教育科目として、学外実習によって学修意識の転換と学修の動機づけを高めることをねらって、フィールドスタディーズを実施している。この科目を通じて、社会的な課題の現状理解や課題分析につながるものの見方について見識を深め、2 年次以降に履修する授業科目や教育課程（領域学修等）への関心の焦点化にもつなげている。それぞれの受講生には、4 週間程度、民間企業、地方自治体等の学外機関で学修の機会が与えられることとなっている。期間終了後には、受入先機関の担当者を招いて座談会を開いている。フィールドスタディーズについては、文部科学省による大学等におけるインターンシップ表彰において、教育課程における位置付けやねらいが明確になっていることや受入先機関等にとっても有益となるプログラム設計による教育的効果の高い取組である点が評価され、全国 58 機関の申請の中から最優秀賞を受賞した。（基準 6－4）
- 教育・学生支援機構が支援する「ダブルホーム」は、学生・教員・職員によるチームが正課外活動と授業科目を連携させつつ地域との協働により正解のない地域課題に取り組むための全学的な体制を構築し、大学の学位授与方針が目指す「自律的な学びと豊かなコミュニケーション能力に支えられた他者との協働による課題解決という態度・姿勢の達成」に向けて学生が活動できるように学士課程修業期間全体にわたって支援しており、令和元年度には年間 400 人以上の学生が参加して、地域の課題への関心の深化及びリーダーシップの獲得を自覚している。（基準 6－3、基準 6－5）

（第三者による評価結果の活用について）

基準 6－1 から 6－8 までの各基準に係る教育課程と学習成果の状況を分析するにあたり、教育実践学研究科について、直近の分野別認証評価の結果をもって各基準の自己評価に代えている。これらの評価結果について、認証評価委員会は、信頼で

きる第三者評価機関が領域 6 の各基準の内容新潟大学を含めて評価したものであると認めている。

(新型コロナウイルス感染拡大の状況における大学の対応について)

令和 3 年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響により、学年当初から通常とは異なる状況の中での教育活動が必要となったと推察される。大学に対してその状況について報告を求めたところ、付録 3 のとおり取り組んでいることを認めた。

(追記 令和 6 年 3 月)

基準 5－3

- 「一部の研究科において、実入学者数が入学定員を大幅に下回っている。」とする改善を要する点は、令和 5 年度に改善されている。

Ⅱ 基準ごとの評価

領域 1 教育研究上の基本組織に関する基準

基準 1－1 教育研究上の基本組織が、大学等の目的に照らして適切に構成されていること

【評価結果】 基準 1－1 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

大学及びそれぞれの組織の目的を達成するために、以下の 10 学部及び 5 研究科を置いている。

[学士課程]

- ・人文学部（1 学科：人文学科）
- ・教育学部（1 課程：学校教員養成課程）
- ・法学部（1 学科：法学科）
- ・経済科学部（1 学科：総合経済学科）
- ・理学部（1 学科：理学科）
- ・医学部（2 学科：医学科、保健学科）
- ・歯学部（2 学科：歯学科、口腔生命福祉学科）
- ・工学部（1 学科：工学科）
- ・農学部（1 学科：農学科）
- ・創生学部（1 課程：創生学修課程）

[大学院課程]

- ・教育実践学研究科（専門職学位課程 1 専攻：教育実践開発専攻）
- ・現代社会文化研究科（博士前期課程 4 専攻：現代文化専攻、社会文化専攻、法政社会専攻、経済経営専攻、博士後期課程 3 専攻：人間形成研究専攻、共生文化研究専攻、共生社会研究専攻）
- ・自然科学研究科（博士前期課程 5 専攻：数理解物質科学専攻、材料生産システム専攻、電気情報工学専攻、生命・食料科学専攻、環境科学専攻、博士後期課程 5 専攻：数理解物質科学専攻、材料生産システム専攻、電気情報工学専攻、生命・食料科学専攻、環境科学専攻）
- ・保健学研究科（博士前期課程 1 専攻：保健学専攻、博士後期課程 1 専攻：保健学専攻）
- ・医歯学総合研究科（修士課程 1 専攻：医科学専攻、博士前期課程 1 専攻：口腔生命福祉学専攻、博士後期課程 1 専攻：口腔生命福祉学専攻、博士課程 4 専攻：分子細胞医学専攻、生体機能調節医学専攻、地域疾病制御医学専攻、口腔生命科学専攻）

平成 28 年度に、教員養成の先端的役割を担うことを目的に教育実践学研究所を改組し、修士課程を廃止し、専門職学位課程教育実践開発専攻を設置した。さらに令和元年度に教科指導や生徒指導・教育相談、特別支援教育の専門性を有した新人教員及びそれらの専門性を活かして学校の課題解決に積極的に貢献し得るミドルリーダーの養成を目的とする教育実践コースを教育実践分野、教科教育高度化分野、特別支援教育分野の設置によって強化し、教育実践学研究所を教育実践学研究所に改組している。

平成 29 年度に、課題解決に向けて主体的に学修内容を選択して学修できる人材を育成すること

を目的として、創生学部を設置するとともに、理学部、農学部、工学部を1学科に再編した。

令和2年度に、人文社会科学全体を視野に入れた経済学・経営学の学修の拡大・深化と、課題探究能力の育成により、急速に変化しつつある現代社会において、地域社会の着実な発展に貢献する人材の育成を目指し、経済学部を廃止し、総合経済学科からなる経済科学部を設置した。

基準1－2 教育研究活動等の展開に必要な教員が適切に配置されていること

【評価結果】 基準1－2を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

教員数は、認証評価共通基礎データ様式1のとおり、大学設置基準等各設置基準に定められた必要教員数以上が配置されている。

教員の年齢及び性別の構成は、別紙様式1－2－2のとおり、著しく偏っていない。なお、一部の学部・研究科等において女性教員の比率が低い状態にある。

基準1－3 教育研究活動等を展開する上で、必要な運営体制が適切に整備され機能していること

【評価結果】 基準1－3を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

教員は、教育研究院において人文社会科学系、自然科学系、医歯学系に所属し、専門性に応じて学士課程、大学院課程の教育に従事している。

教育研究に係る責任者として、各学部には学部長、研究科については研究科長を置いている。

さらに、学士課程においては、各学部の学科の下に置かれた主専攻プログラムをそれぞれ担当する教員集団について責任者（主専攻プログラム長）を置いている。大学院課程においては、各研究科の下に置かれた専攻に専攻長を置いている。

教育活動に係る事項を審議する組織として、各学部、研究科、附属研究所に、それぞれ教授会を置き、学部を基礎とする研究科においては、研究科委員会を置いている。一部の学部・研究科においては、学科会議、判定委員会などを教授会通則第7条における代議員会等として教授会の審議を委任している。各学部、研究科、附属研究所の教授会及び研究科委員会は、教授から構成され、当該組織の定めるところにより、准教授その他の教員を構成員に加えることができ、学校教育法第93条に規定される事項等を審議している。各教授会及び研究科委員会は、令和2年度には、別紙様式1－3－2のとおり開催されている。

教育研究評議会は、学長、学長が指名する理事、学長が指名する副学長、教育研究院の各学系長、各学部長、各研究科長、各附置研究所長、医歯学総合病院長、学術情報基盤機構附属図書館長、その他教育研究評議会が定めるところにより学長が指名する職員から構成され、教育研究に関する重要事項を全学的見地から審議している。

大学教育委員会は、学長が指名する理事、学長が指名する副学長、各学系長、各学部長、各研究科長、教育・学生支援機構長、教育・学生支援機構の各センター長、学術情報基盤機構附属図書館

長、学術情報基盤機構情報基盤センター長、保健管理・環境安全本部保健管理センター所長、総務部長、財務部長及び学務部長、その他委員長が必要と認めた者から構成され、大学教育の改善に関する基本的事項、授業科目の開設に関する事項、教育プログラムに関する事項、非常勤講師の採用計画に関する事項、学生指導及び学生支援に関する重要事項、課外活動施設の整備計画に関する事項、教育職能開発プログラムに関する事項、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の教員等の研修支援に関する重要事項、大学教育の内部質保証に関する事項、その他大学教育及び学生生活に関する事項等を全学的な見地から審議する組織として設置されている。

教育・学生支援機構会議は、教育・学生支援機構長、教育・学生支援機構副機構長、機構の各センター長、機構の教育・学生支援企画室副室長、機構の各センターの各部門長、専任教員、学務部長、その他機構長が必要と認めた者から構成され、教育・学生支援機構の組織及び運営に関する事項、機構の予算及び決算に関する事項、その他機構の業務に関する事項等を全学的な見地から審議する組織として設置されている。

教育・学生支援機構運営会議は、教育・学生支援機構長、教育・学生支援機構副機構長、機構の各センター長、機構の教育・学生支援企画室副室長、機構の各センターの各部門長、専任教員、学務部長、その他機構長が必要と認めた者から構成され、機構の組織及び運営に関する事項、機構に置く組織の教員配置に関する事項、名誉教授の推薦に関する事項、機構の予算及び決算に関する事項、研究生の受入等に関する事項、その他機構に係る重要事項等を全学的な見地から審議する組織として設置されている。以上の会議は、令和2年度には、別紙様式1－3－3のとおり開催されている。

領域 2 内部質保証に関する基準

基準 2－1 【重点評価項目】内部質保証に係る体制が明確に規定されていること

【評価結果】 基準 2－1 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

機関別内部質保証体制は以下のように整備されている。

学長を総括責任者とし、大学改革・大学評価委員会委員長を自己点検・評価の責任者、各組織の長をそれぞれの領域における改善及び向上活動の責任者としている。この体制における中核的な審議機関は大学改革・大学評価委員会であり、その役割分担は内部質保証及び自己点検・評価に関する基本方針、「学位プログラム評価」の基本枠組み、内部質保証及び自己点検・評価実施要領に明確に定めている。中核的な審議機関である大学改革・大学評価委員会は、内部質保証体制を機能させるために情報を共有する必要がある学長が指名する理事（委員長）、副学長、経営戦略本部評価センター長、各学系長、各学部長、各研究科長、医歯学総合病院長、各附置研究所長、各全学共同教育研究組織の長、各機構長、その他学長が必要と認める者（1人）によって構成している。

それぞれの教育研究上の基本組織によって、すべての教育課程の質保証に責任をもつ体制を以下のように整備している。

人文学部においては、人文学部長を責任者としてその質保証を行っている。

教育学部においては、教育学部長を責任者としてその質保証を行っている。

法学部においては、法学部長を責任者としてその質保証を行っている。

経済科学部においては、経済科学部長を責任者としてその質保証を行っている。

理学部においては、理学部長を責任者としてその質保証を行っている。

医学部医学科においては、医学科長を責任者としてその質保証を行っている。

医学部保健学科においては、保健学科長を責任者としてその質保証を行っている。

歯学部歯学科においては、歯学科長を責任者としてその質保証を行っている。

歯学部口腔生命福祉学科においては、口腔生命福祉学科長を責任者としてその質保証を行っている。

工学部においては、工学部長を責任者としてその質保証を行っている。

農学部においては、農学部長を責任者としてその質保証を行っている。

創生学部においては、創生学部長を責任者としてその質保証を行っている。

教育実践学研究科においては、教育実践学研究科長を責任者としてその質保証を行っている。

現代社会文化研究科においては、現代社会文化研究科長を責任者としてその質保証を行っている。

自然科学研究科においては、自然科学研究科長を責任者としてその質保証を行っている。

保健学研究科においては、保健学研究科長を責任者としてその質保証を行っている。

医歯学総合研究科においては、医歯学総合研究科長を責任者としてその質保証を行っている。

施設設備に関する内部質保証体制は、以下のように整備している。

施設及び設備全般については、理事（財務・社会連携担当）を責任者として施設環境委員会が、情報設備については、情報基盤センター長を責任者として情報基盤センターが、附属図書館については、附属図書館長を責任者として附属図書館委員会及び旭町附属図書館委員会が分担して質保証

を行っている。その役割分担は、内部質保証及び自己点検・評価実施要項によって定めている。

学生支援に関する内部質保証体制は、以下のように整備している。

学生支援に関する重要事項については、副学長（学生支援・就職支援担当）を責任者として大学教育委員会学生支援専門委員会が、学生の就職支援については、理事（教育・学生支援担当）・副学長を責任者として教育・学生支援機構が、留学生の支援については、副学長（国際交流担当）を責任者として国際交流委員会専門委員会及び留学センター長を責任者として留学センター会議が、質保証を行っている。その他の学生支援については、学長を責任者として保健管理・環境安全本部が分担して質保証を行っている。その役割分担は、内部質保証及び自己点検・評価実施要項によって定めている。

学生受入に関する内部質保証体制は、以下のように整備している。

入学者選抜の在り方については、理事（入試・国際連携担当）・副学長を責任者として入学試験実施委員会が、入学者選抜方法等の策定、実施、検証については、理事（入試・国際連携担当）・副学長を責任者として入学試験実施委員会が、質保証を行っている。その役割分担は、入学者選抜規則によって定めている。

基準 2－2 【重点評価項目】内部質保証のための手順が明確に規定されていること

【評価結果】 基準 2－2 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

学位授与方針が大学等の目的に則して定められていること、教育課程方針が大学等の目的及び学位授与方針と整合性をもって定められていること、学習成果の達成が授与する学位に相応しい水準になっていることを内部質保証体制において確認する手順は、学位プログラム評価指針を策定するためのガイドライン及び「学位プログラム評価」の基本枠組みに定めている。

同様に、すべての教育課程ごとに、教育戦略統括室が示す学位プログラム評価指針を策定するためのガイドラインに従って、すべてのプログラムごとに学位プログラム評価指針に定めており、基準 6－3 から基準 6－8 に照らした判断を行っている。

また、施設設備、学生支援、学生受入についても同様に、内部質保証及び自己点検・評価実施要項に定めている。なお、自己評価書提出時点には、内部質保証及び自己点検・評価実施要項において、施設設備、学生支援、学生受入について、具体的な評価項目、評価手順が定められていなかったが、令和 3 年 12 月までに定めている。

関係者（学生、卒業（修了）生等）からの意見聴取については、内部質保証及び自己点検・評価実施要項、授業評価アンケート実施要項、「学習成果アンケートの実施について」、学生生活実態調査実施要領、入学志願者確保対策事業計画を定め、定期的に実施することとしている。

機関別内部質保証体制において共有、確認された自己点検・評価結果を踏まえた対応措置について検討、立案、提案する手順、承認された対応措置の計画を実施する手順及びその進捗を確認する手順は、すべての場合について、内部質保証及び自己点検・評価実施要項に定めている。

基準 2－3 【重点評価項目】 内部質保証が有効に機能していること

【評価結果】 基準 2－3 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

これまでの様々な評価結果に加えて、大学評価基準に則して自己点検・評価を行って課題点を抽出しており、自己点検・評価とそれに基づく改善及び向上の取組は別紙様式 2－3－1 のとおり実施され、その多くについて、対応済みあるいは対応中の状況にある。

なお、今回の認証評価を受ける中で、令和 3 年 12 月までに、内部質保証体制を明文化して規定している。

基準 2－4 教育研究上の基本組織の新設や変更等重要な見直しを行うにあたり、大学としての適切性等に関する検証が行われる仕組みを有していること

【評価結果】 基準 2－4 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

教育研究組織の重要な改編等については、個別の事案について、大学改革・大学評価委員会において計画及び実施について審議されるとともに、その検証に関する議論が行われている。さらに、その審議を基に、教育研究評議会、経営協議会、役員会において検証が行われている。

基準 2－5 組織的に、教員の質及び教育研究活動を支援又は補助する者の質を確保し、さらにその維持、向上を図っていること

【評価結果】 基準 2－5 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

教員の採用及び昇格等にあたって、職員任免規程等を定め、大学設置基準第 14 条から第 17 条までに規定する教員の資格を基準とし、所属組織に応じて別表第 2 に定める審議機関等の意見を聞き学長が選考し、別紙様式 2－5－1 のとおり教員を採用・昇任させている。

大学教育職員の個人評価実施要領、年俸制教員業績評価に関する規程、年俸制教員に係る業績評価手順に関する要項を策定し、別紙様式 2－5－2 のとおり教員の教育活動、研究活動及びその他の活動に関する評価を継続的に実施している。月給制教員の評価については、平成 29 年度評価実施分から、原則として年俸制の業績評価書を用いている。

大学教育職員の個人評価実施要領に基づき、教育活動・研究活動・社会貢献活動・外部資金・管理運営・診療活動・組織業務等について評価するなど、別紙様式 2－5－3 のとおり評価結果に反映している。

授業の内容及び方法の改善を図るため、別紙様式 2－5－4 のとおり、新任教職員研修、全学 F D、コモンリテラシーセンター F D 等を組織的に実施している。

教育活動を展開するため、別紙様式 2－5－5 のとおり、教務関係や厚生補導等を担う職員、教

育活動の支援や補助等を行う職員、図書館の業務に従事する職員、一部の学部・研究科を除きTA等教育補助者を配置し、活用している。

教育支援者、教育補助者の質の維持・向上のため、別紙様式2-5-6のとおり、教務関係勉強会、教室系技術職員研修（基本研修）、教室系技術職員研修（e-learning）、教室系技術職員研修（放送大学）、教室系技術職員研修（TOEIC試験及び英語研修）、教室系技術職員研修（講演会）、教室系技術職員研修（技術発表会）、TAオリエンテーション・研修会、TA採用者ガイダンス、TAガイダンス、ファシリテータ説明会を実施し、必要な質の維持、向上を図る取組を組織的に実施している。

領域 3 財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準

基準 3-1 財務運営が大学等の目的に照らして適切であること

【評価結果】 基準 3-1 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

国立大学法人法等関係法令に基づき、財務諸表並びに事業報告書、決算報告書並びに監査報告書及び会計監査報告書を作成し、文部科学大臣に提出され、その承認を受けている。

また、別紙様式 3-1-2 のとおり、教育研究活動に必要な予算を配分し、経費を執行している。

基準 3-2 管理運営のための体制が明確に規定され、機能していること

【評価結果】 基準 3-2 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

管理運営のために、役員会、教育研究評議会、経営協議会を設置している。

役員会は、学長、理事により構成され、国立大学法人法第 11 条第 3 項に定める事項等を審議している。

経営協議会は、学長、学長が指名する理事及び職員及び当該法人の役員又は職員以外の者で大学に関し広く、かつ、高い識見を有するもののうちから、教育研究評議会の意見を聴いて学長が任命するものから構成され、経営に関する重要事項を審議している。

法令遵守に係る取組及び危機管理に係る取組については、別紙様式 3-2-2 のとおり、体制を整備している。

法令遵守事項については、情報公開、個人情報保護、公益通報者保護、ハラスメント防止、安全保障輸出管理、生命倫理、動物実験等があり、それらについて規定し、責任・実施体制を整備している。情報公開及びハラスメント防止は総務部、個人情報保護は総務部及び学術情報部、公益通報者保護は監査室、安全保障輸出管理、生命倫理及び動物実験等は研究企画推進部が責任部署となっている。

危機管理については、防火・防災、情報セキュリティ、研究費等不正使用、研究活動に係る不正行為防止、学生危機対応があり、それらについて規定し、責任・実施体制を整備している。防火・防災は総務部、施設管理部及び危機管理本部、情報セキュリティは学術情報部、学術情報基盤機構及び情報基盤センター、研究費等不正使用、研究活動に係る不正行為防止は財務部及び研究企画推進部、学生危機対応は学務部が責任部署となっている。

基準 3-3 管理運営を円滑に行うための事務組織が、適切な規模と機能を有していること

【評価結果】 基準 3-3 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

事務組織規程に基づき、事務組織を設置している。

別紙様式 3-3-1 のとおり、常勤 439 人、非常勤 231 人を配置している。

基準 3-4 教員と事務職員等との役割分担が適切であり、これらの者の間の連携体制が確保され、能力を向上させる取組が実施されていること

【評価結果】 基準 3-4 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

別紙様式 3-4-1 のとおり、教員及び事務職員等がコンプライアンス委員会、入学試験委員会、大学教育委員会及び環境安全委員会等の構成員として協働して意思決定に参加している。

管理運営に従事する教職員の能力の質の向上に寄与するため、別紙様式 3-4-2 のとおり、全教職員向けハラスメント研修（2,521 人参加）、提案力養成研修（25 人参加）、メンタルヘルスケア研修（16 人参加）等を実施している。

基準 3-5 財務及び管理運営に関する内部統制及び監査の体制が機能していること

【評価結果】 基準 3-5 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

国立大学法人法に基づき、監事 2 人（常勤 1 人、非常勤 1 人）を置いている。監事は、監事監査規則に基づき、監査計画を作成の上、定期監査を毎事業年度実施し、学長に報告を行っている。

会計監査人による監査については、文部科学大臣が選任した会計監査人により実施している。

内部監査については、他の部門から独立した監査室が、内部監査規程に基づき、財産の保全及び経営効率の向上を図り適法性及び合理性の観点から調査及び検証を行い、適正かつ効率的な運営を確保することを目的に、大学における業務及び会計処理の状況について監査を行っている。監査室長は、当該年度の監査の方針及び基本計画を記載した監査年次計画書を作成し、監査終了後は、監査報告書を作成し、学長に報告している。

学長、担当理事、監事、会計監査人及び監査室は、四者協議会を開催し、監査内容、結果等について意見交換を行い、情報共有や相互連携を図っている。

基準 3-6 大学の教育研究活動等に関する情報の公表が適切であること

【評価結果】 基準 3-6 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

法令等が公表を求める事項を、別紙様式 3-6-1 のとおり公表している。なお、自己評価書提出時点には教育職員免許法施行規則第 22 条の 6 の教員の養成に係る組織及び教員の数、各教員が有する学位及び業績が十分に公表されていなかったが、令和 3 年 10 月までに公表されている。

領域 4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準

基準 4－1 教育研究組織及び教育課程に対応した施設及び設備が整備され、有効に活用されていること

【評価結果】 基準 4－1 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

五十嵐キャンパス（新潟市西区五十嵐 2 の町）、旭町キャンパス（同市中央区旭町及び学校町）の 2 キャンパスを有し、その校地面積は計 733,800 m²、校舎等の施設面積は計 265,009 m²であり、大学設置基準に定められた必要校地・校舎面積以上が確保されている。

また、各キャンパス等での教育の実施状況については、別紙様式 4－1－1 のとおりである。医学部医学科 1 年次は大部分が五十嵐キャンパスでの授業となるが、夏期集中及び第 2 学期の週 1 回午後のみ授業を旭町キャンパスで行うなど、2 つのキャンパス間の移動を必要最低限に抑えている。旭町キャンパスで授業を行っている歯学部口腔生命福祉学科については、3 年次編入学生が五十嵐キャンパスで教養科目を履修する必要がある場合は、無理なく移動して授業を受けられるように、専門科目の時間割を調整するなど、学生に配慮を行っている。

法令が定める附属施設については、別紙様式 4－1－2 のとおり、教育学部に、附属幼稚園、小学校、中学校、特別支援学校を設置し、医学部及び歯学部の実習施設として病院を設置し、農学部フィールド科学教育研究センター（農場）を設置している。

別紙様式 4－1－3 のとおり、施設・設備の耐震化については、耐震化率は 100% である。バリアフリー化については、スロープ、自動ドア、車いす対応エレベーターを設置するなど、配慮している。安全防犯面については、外灯や防犯カメラを設置するなど、配慮している。

I C T 環境については、学内ネットワーク等を整備し、活用している。

附属図書館については、五十嵐キャンパス内に附属図書館を設置し、旭町キャンパス内に分館を設置しており、延面積 18,721 m²、閲覧座席数は 2,064 席である。開館時間は、原則として、8 時から 22 時まで開館している。令和 3 年 5 月 1 日現在の蔵書数は、図書 1,533,124 冊、学術雑誌 49,798 種、電子ジャーナル 20,504 種である。

自主的学習環境については、別紙様式 4－1－6 のとおり、附属図書館では中央図書館及び医歯学図書館にラーニング・コモンズ、グループ学習室等が整備され、その他各キャンパスにおいて貸出し用ノート P C システム、自習室、リフレッシュルーム等が整備され、利用されている。

基準 4－2 学生に対して、生活や進路、課外活動、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が行われていること

【評価結果】 基準 4－2 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

学生の生活、健康、就職等進路に関する相談・助言体制として、学生なんでも相談室、保健管理センター、教育・学生支援機構キャンパスライフ支援センター学生生活支援オフィス、教育・学生

支援機構キャンパスライフ支援センターキャリア・就職支援オフィスを設置し、別紙様式4-2-1のとおり対応している。各種ハラスメントに関しては、ハラスメントの防止等に関する規程等に基づき、各学系、各学部、各研究科、医歯学総合病院、各附置研究所、各機構及び各本部から選出された大学教育職員男女各1人、新潟地区及び長岡地区から選出された附属学校教育職員男女各1人、総務部労務福利課長、学務部学生支援課長、医歯学総合病院看護部副看護部長、その他学長が適当と認める者、学長が委嘱するカウンセリング等の専門家が相談窓口となり、ハラスメント委員会と連携し、ハラスメント等に関する相談に対応している。

120 団体が課外活動を行っており、そのための施設として、別紙様式4-2-2のとおり、体育館、武道場、陸上競技場、陸上競技トレーニング施設、トレーニング施設、野球場、サッカー場、ラグビー場、テニスコート、アーチェリー場、弓道場、水泳プール、厩舎、馬場、部室、合宿所、自動車部車庫、音楽練習室、旭町サークル共用施設、グラウンド、ボート艇庫を整備し、運営資金の援助及び備品貸与等を行っている。

留学生への生活支援等は、チューター制度を整備し、学習生活及び研究生活を含む学生生活の支援や、外国語のガイドブックにより情報提供するなど、別紙様式4-2-3のとおり体制を整備している。

別紙様式4-2-4のとおり、特別修学サポートルームを設置し、主に大学生活や学習面で様々な困難を抱えている学生のサポートを実施しているとともに、教職員を対象として「教職員のための学生対応Q&A～学生と向き合うために」を作成し発達障害等を有する学生への対応を支援している。また、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第9条第1項の規定に基づき対応要領を定めている。

学生に対する経済面での援助は、別紙様式4-2-5のとおり、学務情報システムによる通知、新潟大学ウェブサイトへの掲載、各学部等掲示板によって奨学金窓口の周知を図っている。支援制度としては、大学独自の奨学金制度としては新潟大学基金を財源とする新潟大学入学応援奨学金、入学料の免除、授業料の免除、寄宿舍の整備を行っている。同入学応援奨学金は、各人40万円を、令和2年度には41人に、令和3年度には17人に、支給している。

領域5 学生の受入に関する基準

基準5－1 学生受入方針が明確に定められていること

【評価結果】 基準5－1を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

学生受入方針については、すべての学部・研究科において「求める学生像」及び「入学者選抜の基本方針」の双方が明示されている。

基準5－2 学生の受入が適切に実施されていること

【評価結果】 基準5－2を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

学生受入方針に沿った学生を確保するために、別紙様式5－2－1のとおり入試を行っている。

実施体制については、入学試験委員会、入学試験実施委員会を置いている。

検証に基づく改善を行うシステムを有し、検証が毎年度実施されているとともに、入学者選抜の方法が改善されている。

基準5－3 実入学者数が入学定員に対して適正な数となっていること

【評価結果】 基準5－3を満たしていない。

【改善を要する点】

○ 自然科学研究科博士後期課程において、実入学者数が入学定員を大幅に下回っている。

【評価結果の根拠・理由】

平成29年度～令和3年度の5年間の入学定員に対する実入学者数の比率の平均は、次のとおりである。

[学士課程]

- ・人文学部：1.04倍
- ・教育学部：1.04倍
- ・法学部：1.06倍
- ・経済科学部：1.00倍（令和2年4月設置）
- ・理学部：1.06倍
- ・医学部：1.00倍
- ・歯学部：1.00倍
- ・工学部：1.03倍
- ・農学部：1.04倍

- ・創生学部：1.06 倍

[大学院課程]

- ・現代社会文化研究科

博士前期課程：1.04 倍

博士後期課程：0.84 倍

- ・自然科学研究科

博士前期課程：1.01 倍

博士後期課程：0.697 倍

- ・保健学研究科

博士前期課程：1.05 倍

博士後期課程：1.23 倍

- ・医歯学総合研究科

修士課程：0.76 倍

博士前期課程：0.83 倍

博士後期課程：0.80 倍

博士課程：0.98 倍

[専門職学位課程]

- ・教育実践学研究科：1.02 倍（平成 31 年 4 月設置）

自然科学研究科博士後期課程について、研究科全体で入学定員に対する実入学者数の過去 5 年間の平均が 0.697 倍であり定員を大幅に下回っており、特に材料生産システム専攻は 0.51 倍、電気情報工学専攻は 0.52 倍となっている。これに対して、J I C A の研修員受入事業及び文部科学省のプログラムを活用した留学生受入の拡大など、改善に向けた取組を実施している。

現代社会文化研究科博士前期課程について、研究科全体で入学定員に対する実入学者数の過去 5 年間の平均が 1.04 倍であるが、現代文化専攻は 2.70 倍、博士後期課程人間形成研究専攻は 1.47 倍であり、実入学者数が入学定員を大幅に超えているため、入学定員の変更など、改善に向けた取組を検討している。同研究科博士前期課程法政社会専攻は 0.52 倍、経済経営専攻は 0.53 倍、博士後期課程共生社会研究専攻は 0.43 倍であり、実入学者数が入学定員を大幅に下回るため、年 4 回の入学試験の実施や、新潟大学の学部学生及び社会人等学外者向けの入学説明会を年 2 回実施するなど、より多くの情報発信に努め、改善に向けた取組を実施している。

医歯学総合研究科博士課程について、研究科全体で入学定員に対する実入学者数の過去 5 年間の平均が 0.98 倍であるが、地域疾病制御医学専攻は 0.36 倍であり実入学者数が入学定員を大幅に下回っているため、学生募集説明会の動画を用いた学生募集活動や、留学生の受入を増やすため、国費外国人留学生受入プログラムの採択に向けた検討など、改善に向けた取組を実施している。

経済科学部については、令和 2 年 4 月に設置されている。

教育実践学研究科については、平成 31 年 4 月に設置されている。

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること

【評価結果】 基準6-1を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

自己評価に代えた分野別認証評価の結果を含め、分析した結果、以下のとおりである。

すべての学部・研究科において、学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定している。

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること

【評価結果】 基準6-2を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

自己評価に代えた分野別認証評価の結果を含め、分析した結果、以下のとおりである。

すべての学部・研究科において、教育課程方針に学生や授業科目を担当する教員が分かりやすいように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示しており、教育課程方針が学位授与方針と整合性を有している。

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること

【評価結果】 基準6-3を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

自己評価に代えた分野別認証評価の結果を含め、分析した結果、以下のとおりである。

すべての学部・研究科において、教育課程の編成が、体系性を有しており、授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっている。

他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定においては、認定に関する規定を法令に従い学則で定めている。

大学院課程のすべての研究科において、学位論文の作成等に係る指導に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしている。

教育実践学研究科を設置しており、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用している。

基準 6－4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること

【評価結果】 基準 6－4 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

自己評価に代えた分野別認証評価の結果を含め、分析した結果、以下のとおりである。

大学として、1 年間の授業を行う期間が原則として 35 週にわたるものとなっており、すべての学部・研究科において、各科目の授業期間が原則として 8 週又は 15 週にわたるものとなっている。長期の留学やインターンシップ等の学外活動に参加しやすくするために、8 週にわたる場合にも、1 単位を与えているためには 15 時間の授業を行っている。

すべての学部・研究科の授業科目において、適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対してシラバスによって明示されている。なお、自己評価書提出時点には、一部の学部・研究科において、授業の内容等が十分に明示されていなかったが、令和 3 年 11 月までに令和 4 年度以降のシラバスを作成する際のガイドラインにおいて、シラバスの記載の完璧性を保証するための点検手順を明確に定めている。

すべての学部・研究科において、教育上主要と認める授業科目は、別紙様式 6－4－4 のとおり、原則として専任の教授・准教授が担当している。

教育実践学研究科を設置しており、履修登録の上限設定の制度（CAP 制度）を適切に設けている。

基準 6－5 学位授与方針に則して適切な履修指導、支援が行われていること

【評価結果】 基準 6－5 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

自己評価に代えた分野別認証評価の結果を含め、分析した結果、以下のとおりである。

すべての学部・研究科において、次のとおり履修指導、支援を行っている。

学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、別紙様式 6－5－1 のとおり、指導、助言を行っている。

学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、別紙様式 6－5－2 のとおり、助言、支援を行っている。

社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を、別紙様式 6－5－3 のとおり実施している。

障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を、別紙様式 6－5－4 のとおり整えている。

基準 6－6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること

【評価結果】 基準 6－6 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

自己評価に代えた分野別認証評価の結果を含め、分析した結果、以下のとおりである。

成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、授業科目の区分等に関する規則を大学として策定し、学生に周知している。

すべての学部・研究科において、成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認している。

すべての学部・研究科において、成績に対する異議申立て制度を組織的に設けている。なお、自己評価書提出時点においては、成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていなかったが、令和 3 年 11 月までに G コード科目に係る成績評価に対しての不服申立て等に関する要項を改正して組織的に対応することとしている。

基準 6－7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業（修了）判定が実施されていること

【評価結果】 基準 6－7 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

自己評価に代えた分野別認証評価の結果を含め、分析した結果、以下のとおりである。

すべての学部・研究科において、大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業（修了）要件を組織的に策定し、学生に周知している。

大学院教育課程の各研究科においては、学位論文審査基準を組織として策定し、学生に周知している。

すべての学部・研究科における卒業（修了）の認定を、策定した要件に則して組織的に実施している。

基準 6－8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること

【評価結果】 基準 6－8 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

自己評価に代えた分野別認証評価の結果を含め、分析した結果、以下のとおりである。

過去 5 年における標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率は、別紙様式 6－8－1 のとおり、就職及び進学の様子は、別紙様式 6－8－2 のとおりであり、すべての学部・研究科について、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にある。

卒業（修了）時の学生、卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生、就職先等からの意見聴取の結果によれば、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られている。